

22—01 P U D T

当 事 者

1. はじめに

当事者の問題は、広範多岐に及ぶものであるので、審判請求の要件に関する具体的事例については22—02に委ね、また共同審判に関するものについては、22—03で扱うことにし、ここではこれら以外の事項について扱う。なお、特許（商標登録）異議の申立てについても審判請求と同様に扱う。

2. 当事者

当事者とは、法律上、特定の関係またはその原因たる法律要件ないし法律事実等に関与する者であって、審判における当事者は、審判請求人及び被請求人、再審請求人及び被請求人である。

なお、特許法上、参加人は当事者と区別されているが、当事者とほぼ同等の立場にある（→57—00～57—09）。

3. 当事者の確定

- (1) 当事者が何人であるかは、審決を何人にあてるかを知るばかりでなく、審判官の除斥（特 § 139、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）、忌避（特 § 141、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）、手続の中断又は中止（特 § 22～§ 24、実 § 2の5②、意 § 68②、商 § 77②）などの問題もこれによって決定され、権利能力、手続をする能力、当事者適格なども、その者について判断すべきことがらであるから、審判においてまず明確にしなければならない。
- (2) 当事者の確定は、審判請求書の内容及び査定系審判では出願から審判請求期間経過までに提出された書類を総合的に観察して確定する。

審判請求書には、当事者の表示が要求されているが（特 § 131①、実 § 38①、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）、そこに記載された当事者の表示だけが唯

一の資料ではなく、審判請求書の全趣旨や査定系審判では出願から審判請求期間経過までに提出された書類などから判断すべきである（→22—02の1.）。

4. 当事者についての審判請求の要件

当事者については、当事者の実在、手続をする能力、当事者適格などの審判請求の要件を具備していることが要求される（→5.～8.）。

なお、審判請求の要件は、本案審理の前提要件であって、その不備が発見された以上は、本案の審理に立ち入り、又はこれを続けることは不要となる。

5. 権利能力

権利能力とは、権利の主体となることのできる地位又は資格であって、権利能力を有するのは、自然人と法人である。

外国人については、民法は内外人平等主義を原則（民§3②、§35②）としているが、特許法においては、日本国内に住所又は居所（法人にあつては営業所）を有しない外国人は特§25一、二、三、（実§2の5③、意§68③、商§77③）のいずれか一に該当するとき以外は、権利能力が認められない。

6. 手続をする能力

手続をする能力とは、手続の主体となりうる能力であって、原則として、権利能力（→5.）を有する者は、手続をする能力を有する。

特許法では、権利能力を有しない社団又は財団であっても、代表者又は管理人の定めがあるものは、出願審査の請求、特許（商標登録）異議の申立て、無効審判の請求など一定の手続に限って手続をする能力を認めている（特§6、実§2の4、意§68②、商§77②）。

また、未成年者、成年被後見人等（特§7①②、実§2の5②、意§68②、商§77②）及び在外者（特§8①、実§2の5②、意§68②、商§77②）については手続をする能力を制限する旨の規定がある（法定代理人、保佐人、特許管理人→23—01、23—06、23—04）。

なお、審判長は、手続をする者がその手続をするのに適当でないと認めるときは、代理人により手続をすべきことを命じることができる（特§13①、実§

2の5②、意 § 68②、商 § 77②)。

7. 当事者適格

- (1) 当事者適格とは、請求として主張される特定の権利関係に関して、当事者として手続を遂行し、審決を受けるために必要な資格をいい、特別の場合には、破産管財人などについても当事者適格がある。

なお、当事者適格は、特定の権利関係で決められるもので、権利能力や手続をする能力のように特定の事件と関係なく一般的抽象的に定められる資格ないし人格的能力とは区別しなければならない。

- (2) 審判における当事者適格

ア 査定系審判の請求人

- (ア) 拒絶査定不服審判を請求できる者

拒絶をすべき旨の査定を受けた者（承継人を含む）である（特 § 121①、意 § 46①、商 § 44①）。

- (イ) 補正却下決定不服審判を請求できる者

補正の却下を受けた者（承継人を含む）である（意 § 47①、商 § 45①）。

イ 当事者系審判等の請求人

- (ア) 当事者系審判の請求人（訂正審判を請求できる者を除く。）

特許無効審判（特 § 123②）及び商標登録無効審判（商 § 46②）は利害関係が要求されるが（→31—00～31—02）、実用新案登録無効審判（実 § 37②）、意匠登録無効審判（意 § 48②）、商標登録取消審判（商 § 50、§ 52の2、§ 53）は何人も請求することができる。ただし、権利帰属に係る無効理由についての特許、実用新案及び意匠登録の無効審判の請求人は、特許、実用新案及び意匠登録を受ける権利を有する者に限られる（特 § 123②ただし書、実 § 37②ただし書、意 § 48②ただし書）。

- (イ) 訂正審判を請求できる者

訂正審判を請求できる者は、特許権者である（特 § 126①）。

ウ 当事者系審判の被請求人

当事者系審判の被請求人は、特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者である。

なお、特許（登録）原簿に登録している権利者が真の権利者ではないとき（例えば、権利者の死亡、合併による会社の消滅、会社分割などの事由により、相続人、合併後の存続会社、分割会社などに権利が承継されているとき）がある。審判請求前に行う請求人による被請求人の住所・氏名の確認作業において、このような事実が判明したときは、真の権利者を調査の上、住所・氏名を特定し、真の権利者を被請求人として審判を請求しなければならない。

8. 当事者に関する審理

当事者に関する審理は、請求の当否に関する本案審理に先立って行われる審理であって、当事者に関しての要件の不備が認められたときには、以下のとおり扱う。

(1) 当事者の表示が方式に違反しているとき

当事者の表示が方式（特 § 131①、実 § 38①、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）に違反しているとき（→9.）には、審判長は、請求人に対し、相当の期間を指定して補正を命じ（特 § 133①、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）、その応答を待つて処理する。

指定期間内に請求人が補正しないときには、決定をもって、その請求書を却下（特 § 133③、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）する。

(2) 当事者に関しての審判請求の要件を具備していないとき

一旦係属した審判事件において当事者に関しての審判請求の要件（→4.）を具備していない事件については、補正によって、その不備が是正されるときと是正の見込みのないときがあり、以下のとおり扱う。

ア 補正によって、不備が是正されるとき

審判長は請求人に対し、相当の期間を指定して審尋（特 § 134④、実 § 39③、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）又は補正命令（特 § 133①、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）を行う。

(ア) 補正等によって、不備が是正されたときには審理を進める。

(イ) 指定期間内に不備が補正されないとき又は提出した補正が認められないときには、決定をもって請求書を却下（特 § 133③、実 § 41、意 § 52

2、商 § 56①、§ 68④) する。

イ 補正によって、是正の見込みのないとき

当事者の変更など補正によって是正の見込みのないときには、審尋又は補正命令を行うことなく、不適法な審判の請求として審決をもって却下（特 § 135、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）する。

9. 当事者に関する審判請求の要件を具備していないときの補正のできる例

(1) 査定系審判における請求人

ア 請求書の請求人の表示と請求書に添付した書類の請求人に関する表示からみて出願人と同一人であると認められるとき

イ 請求人と出願人が同一人であると認められないときで、以下の例に該当するもの

(ア) 審判請求書中に、相続その他の一般承継があった事実を適式な手続によらず、簡単に表示しているときには、補正を命じて、その応答を待って処理する。

(イ) 次のときには、そのまま審理を進める。

a 相続、その他の一般承継があった旨の届出が、審決による却下の謄本の送達前にされているとき（特 § 34⑤、意 § 15②、商 § 13②）。

b 審判を請求することができる法定期間内に権利の承継（相続その他の一般承継の場合を除く。）があった旨の届出がされているとき（特 § 34④、意 § 15②、商 § 13②）。

c 審判を請求することができる法定期間内に自発的な補正により正当な請求人となったとき（特 § 121、意 § 46、§ 47、商 § 44、§ 45）。

(2) 当事者系審判における請求人（→利害関係（31—00～31—02））

訂正審判における請求人については(3)アの被請求人についてと同様に扱う。

(3) 当事者系審判における被請求人

ア 請求書の被請求人の表示と特許（登録）原簿の権利者の表示からみて同一人であると認められるとき。

なお、権利消滅後の被請求人に関して（→22—04）。

イ 被請求人と権利者が同一人であると認められないときで、次の例に該当するもの。

審判請求時に極めて近い時期に権利者の名義が変更されているときのよう
に請求人の責に帰すことができない理由により被請求人が相違していること
が想定されるときには審尋を行い、その応答を待つて処理する。

なお、権利消滅後の被請求人に関して（→22—04）。

(4) 手続をする能力の欠陥

手続をする能力の欠けた者がした手続であっても追認（特 § 16、実 § 2の5
②、意 § 68②、商 § 77②）又は補正ができる場合があるので、審尋（特 § 13
4④）又は補正命令（特 § 17③、§ 133②、実 § 41、意 § 52、§ 68②、商 § 56
①、§ 68④、§ 77②）を行い、その応答を待つて処理する。

(5) 当事者の死亡又は消滅

事件が一旦係属した後に当事者が死亡又は合併によって消滅したときは事
件は中断するが、その承継人があれば、これが当事者となって事件を承継す
ることになるので受継手続を待つて処理する（特 § 21～§ 24、§ 34⑤、実 §
2の5②、§ 11②、意 § 15②、§ 68②、商 § 13②、§ 77②、受継→26—02～26
—05）。

ただし、委任による代理人がいるときには中断を生じないので受継を必要
としない（特 § 11、§ 24〈民訴 § 124②〉、実 § 2の5②、意 § 68②、商 § 77
②）（→26—04）。

特許（商標登録）異議申立事件においては、特許（商標登録）異議申立人
の地位は承継できないので、受継のための手続は不要である。取消理由を通
知した後であれば、そのまま審理し、決定をするが、取消理由を通知する前
のときには、当該特許（商標登録）異議の申立てを、不適法なものとして却
下する。

（改訂H27.2）